

令和5年(健)第275号

令和6年3月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の6記載の原処分を取り消し、同5記載の本件期間に係る傷病手当金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、再審査請求人(以下「請求人」という。)が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 健康保険の被保険者であるAは、令和○年○月○日、呼吸不全等の傷病によりa病院に入院し、その後、同年○月○日頃にb病院に転院し、令和○年○月○日に死亡した。Aは、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで労務不能であった。
- 2 ○○地方裁判所○○部は、令和○年○月○日○時、Aについて破産手続開始決定をし、請求人が破産管財人に選任された。
- 3 Aは、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)に対し、上記1の労務不能期間のうち令和○年○月○日から同年○月○日までの期間について、自ら傷病手当金の支給申請を行い、これを受給した。
- 4 Aが令和○年○月○日に死亡した後、その相続人らは、相続を放棄する手続をした。
- 5 その後、請求人は、破産法227条に基づきAの相続財産について破産手続が進行されることになり、この相続財産には令和○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件期間」という。)に係る

傷病手当金請求権が含まれるとして、健康保険法に基づき、同年○月○日(受付)、保険者協会に対して本件期間に係る傷病手当金の支給申請をした。

- 6 これに対し、保険者協会は、令和○年○月○日付けで、「健康保険法第61条及び破産法第34条3項2号により、保険給付金は破産財団とはならないため」との理由により、本件期間に係る傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 7 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 破産法第34条第1項は、「破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産(日本国内にあるかどうかを問わない。)は、破産財団とする。」と定め、同条第3項第2号本文によれば、第1項の規定にかかわらず、差し押さえることができない財産は、破産財団に属しないとされている。また、破産法第227条は、「裁判所は、破産手続開始の決定後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手続を続行する。」と定めている。
- 2 本件の場合、保険者協会が前記「事実」欄第2の6記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、破産法第227条に基づき相続財産について破産手続が進行されることになり、この相続財産には本件期間に係る傷病手当金請求権が含まれると主張して、この傷病手当金の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、請求人の上記主張に理由があるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件においては、本件期間に係る傷病手当金請求権が相続財産として破産財団に含まれることになるのかが争われてい

るところ、まず、健康保険法に基づく傷病手当金の性質及び内容について検討することとする。

健康保険法第99条第1項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する旨を定め、同条第2項本文は、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額とする旨を定めているが、これらの規定の内容からすると、傷病手当金は、被保険者が、疾病又は負傷の療養のため労務不能となり収入の喪失又は減少を来した場合に、これを相当程度補填し、生活保障を行うことを目的とするものであるということが出来る。そして、傷病手当金の額が1日につき算定されることとなっていることにも照らせば、被保険者が傷病の療養のために労務不能の状態が日々発生していることに基づいて、傷病手当金も日々発生するものであると解するのが相当である。

そうすると、破産者が破産手続開始の時に於いて有する一切の財産を破産財団とするとしている破産法の考え方からすると、破産手続開始決定後に発生した傷病手当金請求権については、破産者が労務不能に基づいて生活保障として日々取得した権利（破産手続との関係では新得財産）であり、そもそも破産財団に属しないものであって、破産法第227条の規定があるとしても、続行される破産手続の外側で処理されるべきものというべきである（なお、破産手続開始決定後から破産者の相続開始前までに発生した破産者に対する債権を有する者は、新得財産を引当てとしているのであるから、このような債権者を保護するためには、破産法第227条による続行がされたとしても、破産財団及び破産債権の範囲を拡

張すべきではないとするのが原則であり、本件におけるように破産手続開始決定後に発生した傷病手当金請求権は、その例外に当たるものではない。）。)

また、破産法第34条第2項によれば、破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属すると定められているところであり、Aが呼吸不全等を発症したのは破産手続開始前であることは認められるが、それだけで傷病手当金請求権が発生するものではなく、傷病の療養のために労務不能であるという支給要件が日々備わるかどうかという事情（原因）により、その発生が左右されるのであるから、傷病手当金請求権は、同項にいう「破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」に当たるものとは解されない。

以上によれば、本件期間に係る傷病手当金請求権は、破産手続開始決定後に発生したものであるから、Aの破産財団に属するものということとはできない。

2 よって、差押禁止財産に係る破産法227条についての解釈を検討するまでもなく、本件の傷病手当金請求権が破産財団に含まれないとした原処分は、その結論において相当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。